

## 障がい者差別解消法が 4月からスタートしました

障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくるために

この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。障がいのある人への差別をなくすための基本的な事項や対応方法などについて定め、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」を禁止しています。どういことが差別になるのかをきちんと判断できる物差しを法律で定めることで、障がいを理由とする差別の解消を推進していきます。

**■不当な差別的取扱いとは**

正当な理由なく、障がいがあるというだけで、サービスの提供を拒否したり、制限したり、また障がいのない人には付けない条件を付けたりすることは、不当な差別的取扱いとなります。

幾つかの例を挙げてみます。



例1 お店に入ろうとしたら、車いすを利用していることが理由で断られた。

例2 アパートの契約をするとき、障がいがあるという理由で貸してくれなかった。

例3 車いすで受付の順番待ちをしていたら、障がいがあるという理由で順番を後回しにされた。

**■合理的配慮をしないこととは**

障がいのある人から、困っていることを取り除いて欲しいと求められたとき、負担になり過ぎない範囲で解決するための工夫をすることを、合理的配慮といえます。

理的配慮といえます。

障がいのある人が困っていることに對し、その人の障がいに合ったやり方、工夫による対応を行わないことは、差別に当たります。

幾つかの例を挙げてみます。

例1 車いす利用者が施設内の段差があるところで手助けを頼んだが、サポートしてもらえなかった。

例2 視覚障がいがあると伝えたのに、書類を渡されただけで内容を読み上げてもらえなかった。

例3 聴覚障がいがあると伝えたのに、筆談などの対応をしてもらえないため意思疎通がうまくできなかった。



**■行政機関と民間事業者における禁止事項について**

この法律において、不当な

差別的取扱いをすることは、

行政機関（国、地方公共団体など）と民間事業者（会社、お店など）で禁止されています。また、合理的配慮の提供は、行政機関は必ず行う必要があり、民間事業者はできるだけ行うことになっていきます。しかし、合理的配慮をするために、費用や負担が重すぎる場合は、他の工夫ややり方を考えることで対応することができず。

障がい者差別解消法は行政機関や民間事業者などを対象とした法律で、一般の人が個人と接するような場合等については、対象していません。しかし、社会から差別をなくすためには、全ての人が障がいへの理解を深めることが必要です。障がいを理由とする差別をなくし、誰もが暮らしやすい社会を目指し、それぞれの立場で考え、行動していきましょう。

**■差別があったときの相談窓口はどこにすればいいの？**

市では、障がいによる差別を受けたがどこに相談したらよいか、どこに話したらよい

か困っている場合などの障がい者差別解消法による相談窓口を社会福祉課（石橋庁舎）に設置しました。また、市障がい者相談支援センターにおいても相談に応じます。

**■障がい者差別解消法による相談窓口箇所及び問い合わせ先**

社会福祉課（石橋庁舎）

開庁後は新庁舎になります。

☎(52) 11112

FAX(52) 1137

障がい者相談支援センター

所在地 石橋95012

☎(51) 2771

FAX(52) 4621

**■障がい者差別解消法についての詳しい内容は、内閣府ホームページをご覧ください。**

内閣府ホームページ

（障がいを理由とする差別の解消の推進）

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

お問い合わせ先

社会福祉課

☎(52) 11112